

償還時 目標設定型ファンド1809

米ドル建て受益証券／豪ドル建て受益証券
ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第1期

（2018年7月6日
～
2019年6月30日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト－償
還時目標設定型ファンド1809（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」とい
います。）は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し
上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願ひ申し上げます。

◆管理会社

シティグループ・ファースト・
インベストメント・マネジメント・リミテッド

◆代行協会員

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近10期の運用実績	5
III. ファンドの経理状況	7
IV. お知らせ	22

- (注1) 米ドルおよび豪ドルの円換算額は、それぞれ便宜上、2019年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.88円、1豪ドル=75.28円）によります。以下同じです。
- (注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、米ドル建て受益証券は米ドル建ておよび豪ドル建て受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限りそれぞれ米ドルまたは豪ドルをもって行います。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、7月1日に始まり翌年の6月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2018年7月6日から2019年6月30日までの期間をいいます。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2018年9月28日です。
- (注5) 本運用報告書（全体版）において別段の定義がある場合を除くほか、サブ・ファンドに係る交付運用報告書において定義される用語および表現は、本書において同一の意味を有します。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）
信託期間	<p>すでに終了している場合を除き、サブ・ファンドは、(i) 受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社がその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または(ii) 債還日のうち、最も早く到来する日に終了します。</p> <p>債還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意したこれよりも早い日をいいます。</p> <p>また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または(ii) サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実行不可能であり、もしくは実行不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、もしくは有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含みます（ただし、これらに限られません。））、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができます。</p>
繰上債還	<p>サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合
運用方針	<p>サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の各クラスの投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 満期日において、受益証券の各クラスに対して目標償還水準を達成することを目指すポートフォリオ（安定運用部分） (b) 受益証券の各クラスに対して本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（積極運用部分） <p>（注）「満期日」とは、2023年6月29日または管理会社が決定するその他の日をいいます。</p>
主要投資対象	本債券および積極運用部分スワップ取引
サブ・ファンドの運用方法	<p>安定運用部分は、受益証券の各クラスの関連する本債券（すなわち、米ドル建て受益証券に関して米ドル建て債券および豪ドル建て受益証券に関して豪ドル建て債券）に対するエクスポージャーを提供することにより、満期日において受益証券の当該クラスに対して目標償還水準を達成することを目指します。各本債券は、債券発行会社により発行されます。各本債券は、満期日以前に満期の日を迎える、その満期の時に受益証券の当該クラスに係る目標償還水準を達成するよう設計されています。</p> <p>積極運用部分は、受益証券の各クラスの投資者に対して、本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供します。</p> <p>管理会社は、いずれの場合においても、受託会社の代理人として、後述の(a)および(b)の手法によって、本インデックスに対するエクスポージャーを得ることを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 米ドル建て受益証券の計算において、それぞれ米ドルで表示される店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（以下、総称して、「米ドル積極運用部分スワップ取引」といいます。）を締結することによります。 (b) 豪ドル建て受益証券の計算において、それぞれ豪ドルで表示される店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（以下、総称して、「豪ドル積極運用部分スワップ取引」といいます。）を締結することによります。 <p>米ドル積極運用部分スワップ取引および豪ドル積極運用部分スワップ取引のそれぞれは、受益証券の関連するクラスの計算における関連するインデックス水準に対するレバレッジ後エクスポージャーを提供するよう設計されています。受益証券のかかるクラスに関するレバレッジ後エクスポージャーは、(A) 受益証券のかかるクラスに適用ある積極運用部分に対して配分される受益証券のかかるクラスに帰属すべき純資産価額の部分と(B) 受益証券のかかるクラスに適用あるレバレッジ水準(8.00倍)の積として計算されます。</p>

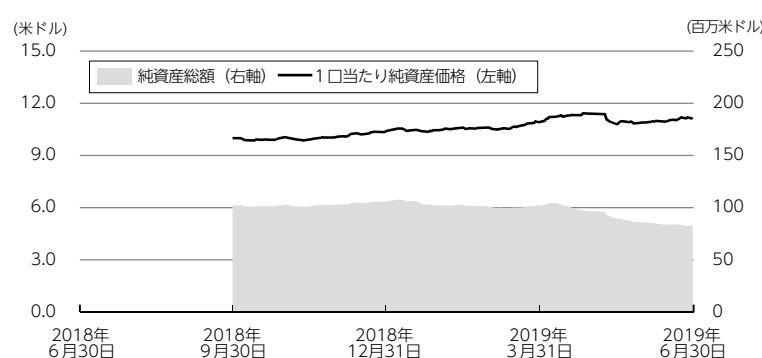
	<p>管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行いません。</p> <p>(a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいづれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。</p> <p>(b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの捕獲において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。</p> <p>(c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。</p> <p>(d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。</p> <p>(e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。</p> <p>(f) 後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。</p> <p>(g) 一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクspoージャー」といいます。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクspoージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従い計算されます。）、当該株式または受益証券を保有すること。</p> <p>(h) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行体に対して生じる純エクspoージャー（以下「デリバティブ等エクspoージャー」といいます。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクspoージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従い計算されます。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。）</p> <p>(i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、(i) 有価証券（上記(g)に定める株式または受益証券を除きます。）、(ii) 金銭債権（上記(h)に定めるデリバティブを除きます。）および(iii) 匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクspoージャー」といいます。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクspoージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従い計算されます。）、当該(i) 有価証券、(ii) 金銭債権および(iii) 匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。）</p> <p>(j) 一つの主体に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの総額が純資産価額の20パーセントを超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。</p> <p>管理会社は、サブ・ファンドの計算において、デリバティブ取引から生じるリスクを十分に把握する過程において管理会社により実施されるリスク管理手続である、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を参考に用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量が、純資産価額の80パーセント以内となるように確保します。以上の規定の目的において、標準的方式および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有します。</p> <p>前記(g)から(j)までの投資制限に基づく発行体集中およびカウンターパーティー・エクspoージャーのリスクを計算する目的において、サブ・ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行体および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行体および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しない他の資産から分離されており、かつ、当該発行体および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するサブ・ファンドの間接的なポジションのエクspoージャーは、エクspoージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。</p> <p>借入れ</p> <p>管理会社および／またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができます。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られません。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りではありません。</p>
分 配 方 針	サブ・ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

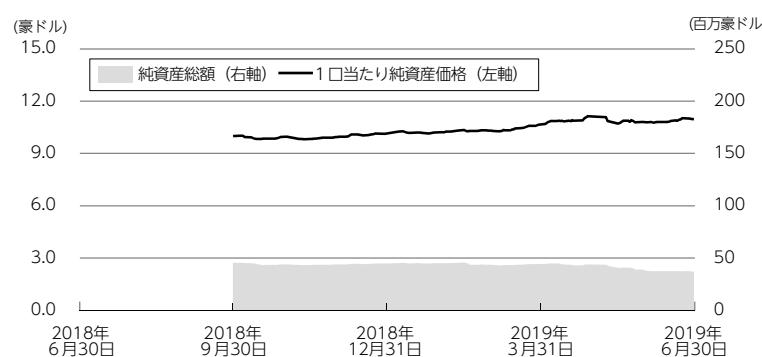
■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<米ドル建て受益証券>



1口当たり当初発行価格 :	10,000米ドル
第1期末の1口当たり純資産価格 :	11,165米ドル
（分配金額：該当事項はありません。）	
騰落率 :	11.65%

<豪ドル建て受益証券>



1口当たり当初発行価格 :	10,000豪ドル
第1期末の1口当たり純資産価格 :	10,961豪ドル
（分配金額：該当事項はありません。）	
騰落率 :	9.61%

（注1）騰落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、サブ・ファンドに分配金の支払実績はありません。

（注2）サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益を示すものではありません。

（注3）サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

償還時目標設定型ファンド1809は、2018年7月6日（追補信託証書の締結日）に設立されました。2019年6月30日に終了した会計年度において、当初の1口当たり純資産価格（2018年9月28日現在）から当期末の1口当たり純資産価格（2019年6月28日現在）までで測定して、米ドル建て受益証券のリターンは11.65%、豪ドル建て受益証券のリターンは、9.61%となりました。

全体的に、利回り低下にリスク許容度の上昇が伴って、社債市場の力強い上昇の追い風となり、株価の回復を下支えしました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

世界の市場は、2018年10月初めに史上最高値に達した後、世界の貿易に対する長引く懸念と経済成長鈍化を受けて2018年第4四半期に急落しました。米国における投資家心理の悪化に加えて、地政学的な不確実性ならびに中国および欧州の期待に反した経済統計を契機に、他の市場および資産クラスが下落しました。世界の資本市場は、米中間の貿易交渉が良好に進展したと見て、2019年初めに急速に回復しました。さらに米連邦準備制度理事会が主導する金融政策が方向転換し、利上げサイクルの終焉と予想より早いバランス・シートの安定化が示唆されました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することです。

- (a) 満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の102.16パーセントである目標リターンを達成することを目指すポートフォリオ。
- (b) 受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

受益証券の各クラスに関する目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定しました。2019年6月28日現在、豪ドル建て受益証券に対する安定運用部分と積極運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の87.08パーセントおよび12.14パーセントであり、米ドル建て受益証券に対する安定運用部分と積極運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の83.61パーセントおよび15.09パーセントでした。

受益証券の各クラスは、満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の102.16パーセントである目標リターンを達成するためにセレナーデ・インベストメント・コーポレイション・

エスエイ（以下「債券発行会社」といいます。）が発行した債券（本書において「本債券」といいます。）に投資しており、受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャー（以下「レバレッジ後エクスポージャー」といいます。）を提供するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドと店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（本書において「積極運用部分スワップ取引」といいます。）を締結しています。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引に基づき、毎日計算され、および発生し、ならびに毎月支払われる、受益証券の関連するクラスに適用ある発行価格に受益証券の関連するクラスの計算時ににおける発行済受益証券口数を乗じた金額（本書において「計算金額」といいます。）の年率0.77パーセントの利息を受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられます。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「III. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類

当期末現在におけるデリバティブ取引に係る権利の主な種類については、後記「III. ファンドの経理状況 財務書類に対する注記 注9. スワップ契約」をご参照ください。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは、受益証券の各クラスの発行価格の102.16%である目標リターンおよび、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指す、受益証券の各クラスに係るボラティリティを目標とするインデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーの提供を目指すポートフォリオに対して、引き続き投資します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有します。	サブ・ファンドの受託業務およびこれに付随する業務
管理会社の報酬	管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.11パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いです。	サブ・ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務
管理事務代行会社および保管会社の報酬	管理事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.12パーセントの管理事務代行および保管に係る報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いです。	サブ・ファンド資産の管理事務代行業務 受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務 サブ・ファンド資産の保管業務
代行協会員の報酬	代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いです。	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務
販売会社の報酬	販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.53パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いです。	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務
マネー・ロンダリング防止遵守責任者の報酬および報告責任者の報酬	マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者は、それぞれ、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止の遵守および報告ならびにその他の類似に付随する業務に関する報酬を受領する権利を有します。	
積極運用部分スワップ取引	受益証券の各クラスに関する積極運用部分スワップ取引は、受益証券の各クラスに適用あるレバレッジ後エクスポージャーに伴う手数料ならびに想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映します。運用期間中に間接的に負担する費用は、関連する積極運用部分に配分された受益証券の各クラスについて算定される純資産価額に受益証券の当該クラスの関連するレバレッジをかけた額に、米ドル建て受益証券に関しては2.03パーセント、豪ドル建て受益証券に関しては2.49パーセントをかけた額になります。 受益証券の各クラスに適用ある積極運用部分スワップ取引に関するスワップ手数料の一部は、受益証券の関連するクラスに関する管理会社、販売会社、代行協会員ならびに管理事務代行会社および保管会社に支払われる報酬をカバーするために適用されます。積極運用部分スワップ取引が締結および解消されたとき、スワップの取引は、取引費用の対象となります。	
インデックス想定費用	各インデックス水準は、想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映します。これらの費用の全体的な影響は変化します。(i) 各四半期毎の先物の入れ替えおよび(ii) 月次の構成銘柄の目標比重の再設定または週次のシグナルの観測もしくは日次のボラティリティ制御措置により、本インデックスの構成銘柄の比重の変動があった場合に控除される想定取引費用が存在します。	
本債券費用	サブ・ファンドは、各米ドル債券および豪ドル債券から生じる以下から構成される費用を、間接的に負担します。 (i) 法律、債券受託者および担保管理について約4万米ドルの費用 (ii) 保管費用として本債券に適用される、受益証券の当該クラスに適用ある安定運用部分に配分される受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額の年率0.012パーセントの費用 これらの費用は本債券の価額から課されおよび控除され、サブ・ファンド外において別途課される別個の費用ではありません。	
その他の費用・手数料（当期）	0.17%	設立費用、印刷・発行費用、専門家報酬、弁護士報酬、保護預り手数料、取引費用

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載の料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料等の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除した値の百分率による比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

第1会計年度末および第1会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2019年6月末日)	82,860,833.71	9,021,888	11.165	1,216
2018年9月末日	102,418,371.70	11,151,312	10.000	1,089
10月末日	102,585,108.57	11,169,467	10.016	1,091
11月末日	103,052,501.82	11,220,356	10.086	1,098
12月末日	106,147,047.77	11,557,291	10.389	1,131
2019年1月末日	102,085,874.29	11,115,110	10.484	1,141
2月末日	100,927,287.62	10,988,963	10.572	1,151
3月末日	101,958,352.70	11,101,225	10.911	1,188
4月末日	97,145,128.55	10,577,162	11.400	1,241
5月末日	85,929,827.31	9,356,040	10.885	1,185
6月末日	82,860,833.71	9,021,888	11.165	1,216

<豪ドル建て受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2019年6月末日)	37,146,177.28	2,796,364	10.961	825
2018年9月末日	45,504,641.19	3,425,589	10.000	753
10月末日	43,907,235.55	3,305,337	9.945	749
11月末日	43,947,054.65	3,308,334	9.954	749
12月末日	44,742,807.50	3,368,239	10.134	763
2019年1月末日	45,066,119.56	3,392,577	10.214	769
2月末日	43,683,216.04	3,288,473	10.305	776
3月末日	44,216,525.66	3,328,620	10.650	802
4月末日	43,919,596.62	3,306,267	11.123	837
5月末日	37,712,123.80	2,838,969	10.779	811
6月末日	37,146,177.28	2,796,364	10.961	825

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

第1会計年度における販売および買戻しの実績ならびに第1会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	10,241,837.170 (10,241,837.170)	2,820,242.311 (2,820,242.311)	7,421,594.859 (7,421,594.859)

<豪ドル建て受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,550,464.119 (4,550,464.119)	1,161,657.695 (1,161,657.695)	3,388,806.424 (3,388,806.424)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

III. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルまたは豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、それぞれ2019年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.88円、1豪ドル=75.28円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書が他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

受託会社に対する独立監査人の監査報告書

監査意見

我々は、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである償還時目標設定型ファンド1809（以下「サブ・ファンド」という。）の2019年6月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2018年7月6日（設定日）から2019年6月30日までの期間の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針その他の説明情報で構成される注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2019年6月30日現在の財務状態ならびに2018年7月6日（設定日）から2019年6月30日までの期間の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要件とともに国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびI E S B A規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

サブ・ファンドは、その財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳することがある。我々は翻訳に関する手続きに関与していない。財務書類および我々の監査報告書の英語版と日本語版との間に相違がある場合、英語版が優先する。

その他の情報

経営陣は、3ページから8ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正な表示ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることおよび監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISA sに準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、虚偽表示は、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISA sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

－不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、ならびに我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な不作為、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。

－サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。

－使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

－経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

－開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価し、ならびに財務書類が適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー

2019年11月14日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Target Setting at Maturity Fund 1809 (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, which comprise the statement of net assets and schedule of investments as at June 30, 2019, the statement of operations and changes in net assets for the period from July 6, 2018 (date of inception) to June 30, 2019, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at June 30, 2019, and the results of its operations and changes in its net assets for the period from July 6, 2018 (date of inception) to June 30, 2019 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included on pages 3 to 8, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

K P M G

November 14, 2019

(1) 貸借対照表

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト
償還時目標設定型ファンド1809
純資産計算書
2019年6月30日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－時価		91,972,741.84	10,013,992
投資有価証券－取得原価		86,349,439.53	9,401,727
スワップ契約－時価	9	15,663,859.83	1,705,481
銀行預金		1,448,233.79	157,684
スワップに係る未収利息	9	51,760.45	5,636
資産合計		<u>109,136,595.91</u>	<u>11,882,793</u>
負債			
未払設立費用		71,335.22	7,767
未払販売会社報酬	8	40,726.26	4,434
未払弁護士報酬		28,028.96	3,052
未払専門家報酬		27,548.10	2,999
未払印刷・発行費用		18,102.54	1,971
未払受託報酬	3	11,402.11	1,241
未払管理報酬	6	8,452.70	920
未払管理事務代行会社報酬	4	6,149.77	670
未払保管会社報酬	5	3,070.89	334
未払代行協会員報酬	7	767.96	84
負債合計		<u>215,584.51</u>	<u>23,473</u>
純資産合計		<u>108,921,011.40</u>	<u>11,859,320</u>
純資産価額			
豪ドル建て受益証券		37,146,177.28 豪ドル	2,796,364
米ドル建て受益証券		<u>82,860,833.71</u> 米ドル	<u>9,021,888</u>
発行済受益証券口数			
豪ドル建て受益証券		3,388,806.424 口	
米ドル建て受益証券		<u>7,421,594.859</u> 口	
受益証券1口当たり純資産価格			円
豪ドル建て受益証券		10.961 豪ドル	825
米ドル建て受益証券		<u>11.165</u> 米ドル	<u>1,216</u>

(2) 損益計算書

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト

償還時目標設定型ファンド1809

損益および純資産変動計算書

2019年6月30日に終了した期間

	注	米ドル	千円
収益			
スワップに係る受取利息	2.4	704,263.56	76,680
銀行利息		102,837.63	11,197
収益合計		<u>807,101.19</u>	<u>87,877</u>
費用			
販売会社報酬	8	491,223.21	53,484
管理会社報酬	6	101,953.80	11,101
設立費用		99,798.54	10,866
管理事務代行会社報酬	4	74,145.28	8,073
保管会社報酬	5	37,071.07	4,036
弁護士報酬		28,164.73	3,067
専門家報酬		27,681.54	3,014
印刷・発行費用		19,988.67	2,176
受託報酬	3	11,457.34	1,247
代行協会員報酬	7	9,268.41	1,009
保護預り手数料		4,487.12	489
取引費用		87.71	10
費用合計		<u>905,327.42</u>	<u>98,572</u>
投資純損失		<u>(98,226.23)</u>	<u>(10,695)</u>
スワップに係る実現純利益	2.2	2,167,998.11	236,052
投資有価証券に係る実現純利益	2.2	1,096,822.75	119,422
為替に係る実現純損失	2.3	(954,717.02)	(103,950)
当期投資純損失および当期実現純利益合計		<u>2,211,877.61</u>	<u>240,829</u>
投資有価証券に係る未実現純評益	2.2	5,648,556.56	615,015
スワップに係る未実現純評価益	2.2	5,258,340.40	572,528
運用による純資産の純増加額		<u>13,118,774.57</u>	<u>1,428,372</u>
資本の変動：			
受益証券の発行		135,263,653.14	14,727,507
受益証券の買戻し		(39,461,416.31)	(4,296,559)
資本の純変動額		<u>95,802,236.83</u>	<u>10,430,948</u>
純資産、期首		—	—
純資産、期末		<u>108,921,011.40</u>	<u>11,859,320</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト
償還時目標設定型ファンド1809
統計情報

発行済受益証券口数、期末：	豪ドル建て受益証券	米ドル建て受益証券
発行受益証券口数	4,550,464.119 口	10,241,837.170 口
買戻受益証券口数	(1,161,657.695) 口	(2,820,242.311) 口
2019年6月30日	3,388,806.424 口	7,421,594.859 口
受益証券1口当たり純資産：	豪ドル建て受益証券	米ドル建て受益証券
	豪ドル	円
2019年6月30日	10.961	825
	米ドル	円
	11.165	1,216

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト－
償還時目標設定型ファンド1809
財務書類に対する注記
2019年6月30日現在

注1. 活動

償還時目標設定型ファンド1809（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で信託証書および2018年7月6日付追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- (a) 満期日（＊）において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の102.16パーセントである目標リターン（以下「目標償還水準」という。）を達成することを目指すポートフォリオ（以下、受益証券の各クラスに関して、「安定運用部分」という。）。
- (b) 受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下、受益証券の各クラスに関して、「積極運用部分」という。）。

（＊）：「満期日」とは、2023年6月29日または管理会社が決定するその他の日をいう。

受益証券の各クラスに関する目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定した。2019年6月28日現在、豪ドル建て受益証券に対する安定運用部分と積極運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の87.08パーセントおよび12.14パーセントであり、米ドル建て受益証券に対する安定運用部分と積極運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の83.61パーセントおよび15.09パーセントであった。

受益証券の各クラスは、満期日において、受益証券の当該クラスに対して適用ある発行価格の102.16パーセントである目標リターンを達成するためにセレナーデ・インベストメント・コーポレイション・エスエイが発行した債券（以下「本債券」という。）に投資しており、受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックス（英文目論見書の補遺40において定義される）に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「積極運用部分スワップ・カウンターパーティー」という。）と店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（以下「積極運用部分スワップ取引」という。）を締結している。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引に基づき、毎日計算され、および発生し、ならびに毎月支払われる、受益証券の関連するクラスに適用ある発行価格に受益証券の関連するクラスの計算における発行済受益証券口数を乗じた金額（以下「計算金額」という。）の年率0.77パーセントの利息を受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、適用あるクラス基準通貨建てで受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、(0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで端数処理される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記 (b) および (c) の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・マイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付された当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記 (a) の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記 (a) または (b) に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記 (a) または (b) の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市场の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は管理事務代行会社が、関連するプレミアムまたはディスカウントおよび外国為替取引費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらない。）で機能通貨に換算されるものとする。

- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、他の評価方法の利用を許可することができる。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルである。

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、報告対象期間末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引の日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算に係る未実現損益および実現損益は、報告対象期間の実績を算定する際に損益および純資産変動計算書において認識されている。

時価で評価したポートフォリオの評価から生じる未実現為替損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上されている。

2.4 スワップに係る受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注3. 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、四半期毎に後払いにて支払われる。

注4. 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.08パーセントの管理事務代行会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いにて支払われる。

注5. 保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.04パーセントの保管会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いにて支払われる。

注6. 管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.11パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いにて支払われる。

注7. 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いにて支払われる。

注8. 販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券の各クラスに関する計算金額の年率0.53パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いにて支払われる。

注9. スワップ契約

スワップ取引は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「CFIM」という。）とシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結され、受益証券の関連するクラスの計算における関連するインデックス水準（すなわち、米ドル建て受益証券に関しては米ドル建てインデックス水準および豪ドル建て受益証券に関しては豪ドル建てインデックス水準）に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供する。

純資産計算書において、かかる未収利息は、51,760.45米ドルの「スワップに係る未収利息」に反映されている。

2019年6月30日現在、サブ・ファンドは、以下のスワップ契約を締結している。

9.1 米ドル建て受益証券に係るスワップ契約

枚数	インデックス・ スワップ	通貨	インデックス・ ティッcker	取得原価	時価
0.78	S40 USD Index Swap	米ドル	CB CIXBFB7U<Index>	8,264,909.10	12,501,188.28

9.2 豪ドル建て受益証券に係るスワップ契約

枚数	インデックス・ スワップ	通貨	インデックス・ ティッcker	取得原価	時価
1.15	S40 AUD Index Swap	豪ドル	CB CIXBFB7A<Index>	3,079,434.86	4,508,072.03

(合算による) 合計	通貨	取得原価	時価
	米ドル	10,425,309.59	15,663,859.83

注10. 担保契約

スワップ取引から生じるカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを低減するため、受託会社は、サブ・ファンドの計算において、スワップ・カウンターパーティー（関連当事者）との間で担保契約を締結した。同契約は、業界標準のISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約およびCSA（クレジット・サポート・アネックス）に基づく。同契約では、スワップ・カウンターパーティーは、サブ・ファンドの計算において、現金（米ドル）の担保を保管会社に交付している。担保プールは、各評価日において、時価評価および調整される。

2019年6月30日現在、必要担保額は9,140,000米ドルであり、受領担保額および担保口座への預入れ額は12,260,747.07米ドルである。

注11. 税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日である2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注12. 為替相場

2019年6月30日現在使用されている米ドルに対する為替相場は、以下の通りである。

通貨	為替相場
豪ドル	1.4254

注13. 後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査報告書の日付までのすべての重要な後発事象を評価および開示している。

(3) 投資有価証券明細表等

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト
償還時目標設定型ファンド1809
投資有価証券明細表
2019年6月30日現在

豪ドル建て受益証券

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
債券			豪ドル	豪ドル	%
33,823,491	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 26JUN23 AUD	豪ドル	30,522,318.28	32,345,404.44	87.08
債券合計			30,522,318.28	32,345,404.44	87.08
投資有価証券合計			30,522,318.28	32,345,404.44	87.08

米ドル建て受益証券

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
債券			米ドル	米ドル	%
73,632,248	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 26JUN23 USD	米ドル	64,936,279.52	69,280,582.14	83.61
債券合計			64,936,279.52	69,280,582.14	83.61
投資有価証券合計			64,936,279.52	69,280,582.14	83.61
(合算による) 投資有価証券合計		米ドル	86,349,439.53	91,972,741.84	84.44

この明細表は債券の投資情報のみを含んでおり、スワップ契約の情報は含まれない。スワップ契約の情報は財務書類の注記9に開示される。

(*) 百分率で表示された各受益証券クラスの純資産合計に対する時価の比率。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト
償還時目標設定型ファンド1809
投資有価証券の国別および業種別分類

(合算による) 合計
投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ	保険および年金基金以外のその他の金融サービス活動（他に分類されないもの）	84.44
投資有価証券合計		84.44

この明細表は債券の投資情報のみを含んでおり、スワップ契約の情報は含まれない。スワップ契約の情報は財務書類の注記9に開示される。

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

IV. お知らせ

該当事項はありません。